

書評（学界展望【ヨーロッパ共同体法】）：Paul Sabourin, *L'État-nation face aux Europes*, Paris, PUF, 1994, 304p.

南野, 森
東京大学大学院博士課程

<https://hdl.handle.net/2324/19651>

出版情報：110 (7=8), pp.182-185, 1997-07. 国家学会
バージョン：
権利関係：

これは連邦的な法秩序が単線的に形成されるという従来の典型的なEC法学者の(偏った)議論を読者が知っていることを前提にした戦略であり、あながち不当とはいえない。そしてなにより学際的な手法による新局面を切り開いたことの意義は認めなければならぬ。

ただし、著者がEC/EUの運営が構成国・理事会中心になっており、それ以外のEC機関とが対抗関係にあるという図式で語りすぎるため、たとえば様々の利益団体がEC委員会とEC理事会を同時並行的にロビーイングする結果、理事会と委員会が規制対象者の虜になる (regulatory captureが生じる) といった現象を語り落としてしまうことにもなる。このような立法過程の法的问题は、従来のEC法学も十分に取り上げてこなかった部分であるだけに、著者の図式の硬直さが惜しまれる。

また、著者のクリエイティブ全体を眺めてみると、EC/EUが経済のみならず政治的な責務も負う体制になるべきだという含意が見えてくる。ところがそれ自体が大きな政治的争点であって、そのような含意が「他者」や「差異」を認める「多元主義」からただちに導かれるものとはいえず、そうにもない。

さらにいえば、やはりこのクリエイティブもヨーロッパの内部の視点に終わっている。著者の方法論からすれば、ECの外側からEC法秩序を批判することも可能であろう。たとえば輸入への高関税と多額の輸出補助金によって防衛

されたECの農業政策のために世界の穀物市場価格が低迷し、EC域外の農産物輸出国が収益を抑制されている現状の指摘や、八〇年代の日本製のハイテク機器へのダンピング対抗税の賦課が域内消費者の利益を犠牲にした域内産業の保護であったという(日本ではよく主張される)議論の検討へも進むことはできたであろう。

本書は挑発の書として読まれるべきである。

(成蹊大学法学部助教授 中村民雄)

Paul Sabourin, *L'Etat-nation face aux Europes*

(Paris, P.U.F., 1994, 304p.)

かつて本欄に寄稿したある評者は、「これまでEC法は、おもに法原則の詳説と判決の分析にもとづいた『法原則中心の法学』と考えられてきた。しかし、いまや他の社会科学からも視点を得て、新たな方向へむかう時である。EC法は社会的・経済的・政治的な文脈の中におかれなければならない」と冒頭で主張する一冊を取り上げて、「EC法の新しい研究方法を提起し実践しようとする問題作」であると評した(中村民雄)。それから四年を経た今、ここで紹介する本書は、近時隆盛をみる「EC産業」(田口富久

治)の中ではもはや珍しくはなくなった、このような広く社会科学的なアプローチを採る力作である。著者は教授資格試験に合格の後、パリ第五大学等で公法を講じる法律家であるが、行政法・EC法にとどまらず、国際関係論の分野でも多くの論攷を著している。

一方で西欧の統合が国民国家の枠組みに動揺を及ぼし、他方で冷戦終焉後の東中欧では民族対立や新国家樹立の動きが時に激しい暴力を伴って国民国家のあり方を問うている。かかる状況のもとでいかに西側の統合を深化させ、そして東側へ拡大していくかという問題に直面する欧州は、国民国家という観念なり実体なりを避けて通ることはできない。著者はこのように状況を摘出したうえで、「欧州に直面する国民国家」を鍵としてつづつ欧州統合のこれまでとこれからを検討する。全体は三部に分かたれる。

第一部では、国民国家が統合の足枷として力を発揮する事態が、歴史、神話性、法という三つの観点から分析される。まず著者は、国民国家の出現がその先駆的な存在の出現を含めるならば少なくとも中世に遡ることを示しつつ、それぞれの近代化の過程で、近代的な国民国家の素地が騒然と誕生してくる状況を該博な歴史学への造詣を發揮しながら詳述する。フランス革命はフランスに完全な形での国民国家を創出せしめたが、その前夜において、絶対王政が中央集権とナシオンの一体感を醸成することに成功していたことを重視する著者は、欧州における国民国家観念が如

何に歴史的に深く人々のマンタリテに浸透してきたかをまづ示すことよって、それが統合にとって実に手強い相手であることの一つ目の証左とするのである。二つ目のそれは、国民国家の神話性である。「ナシオン万歳！」と叫んだフランス革命は、平等な個人の共生への意思による自由な団結というイメージをもってナシオンを抽出した。その指標は意思だったのであり、血でも言語でもなかった(トーマス・ペインは国民公会議員となった)。しかし一旦成立した国家は自らの正統性を調達するためにナシオンとの一体性を示す必要を意識し、地域制度、度量衡統一、学校教育などを通じてナシオンを形成していく。著者も革命期のナシオン理論に内在する両義性を指摘しつつ、それが一九世紀を通じて次第に血や言語を指標とする排他的・民族的なナシオナリズムへと変容していく過程を示しながら、神話化されたナシオン観が欧州統合への情緒的な抵抗の砦となることを明らかにする。最後に著者は、国民国家は法への依拠によってもその社会的結合力を強めると言う。国民国家の法的存在形式として、単一国家、国家連合、連邦制しかないかのよう議論され、そのうちジャコバン型の中央集権的単一国家像を目指すことが強く拒絶されるというところに、法が統合への足枷としての国民国家観念に与える力が発揮されているのである。

このように威力を強められた国民国家観念が、欧州の現状のなかで脱神話化されつつある様子を検討するのが第

二部である。そこではナシオンを超越する現象が数多く指摘される。通信手段の進歩や国境を越える商取引の発展、一国内における人権侵害や独裁に対する国際社会の非難、またクーデンホーフ・カレルギーを引き継ぐ「統合の父」の連邦思想や、現に多数存在する地域間協力、「ユーロシテ (*européité*)」の自治権拡大、そしてマーストリヒト条約が規定した「欧州市民権」の概念などは、いずれも国民国家を超越する契機となるものである。そして法は、ここでは逆に国民国家を動揺させる力として登場する。EC加盟国内法秩序におけるEC法の優越性・直接適用可能性の原則がそれである。著者はEC設立諸条約に定められた法規範やEC裁判所の「目的論的解釈」により、加盟国の国内法が漸次画一化されていく過程を通して、超越現象の法的側面を語る。

最後に著者は、このように弱体化の過程にあるかに見える国民国家観念が、まさにそれゆえに反撃を開始している事態を考察する(第三部)。かつて欧州石炭鉄鋼共同体設立条約は「超国家性 (*supranationalité*)」の語を明記していたが、欧州防衛共同体設立条約の批准失敗以降は、国民国家観念を葬り連邦制を目指すという統合の父たちの思想は表舞台から姿を消すことになる。そしてその後の条約起草者達は、全くユニークな新しい制度実体の構想を課題とすることになった。そこで欧州統合と各国のアイデンティティーを尊重するという一見両立しがたい双方向からの要

請に対して、EEC設立条約以降の諸条約は極めて曖昧な態度を表明する。著者によればマーストリヒト条約は両義性の極みであり、草案段階で存在した「連邦主義 (*Vétérarisme*)」の語が姿を消したことの代償として、補完性 (*subsidiarité*) 原理が明確に規定されたことにその典型が見いだされる。つまり一方で統合の父たちの描いた欧州連邦像は国民国家観念の根強い抵抗の後に後退させられ、しかし他方で経済統合を優先することで究極的に政治統合が可能になるとする機能主義的・漸進的な統合への歩みは着実に看取しうるものであり、問題はいかにしてこの統合を深化するかという本書の結論部分へと移動していくことになる。

マーストリヒト条約においては、いわば国民国家観念の反逆が効を奏したかのように、全会一致の国家間協力的側面が温存されていると同時に、連邦制へのいかなる言及も忌避されている。しかし他方で、欧州市民権と通貨統合という国民国家観念に正面から対立する新制度も導入されているのであり、実際フランス憲法院は右条約のこの点を憲法違反と判断したのであった。著者はかかるマーストリヒト条約の戦略を一応評価するが、「欧州政府」の構想を提示し得なかった点は重大な手落ちと批判する。統合の深化のためには、加盟国政府から独立した、しかしその民主的正統性を疑い得ない執行府を作ることが必要であると考え、著者は、直接選挙によって選出される集団による統治制

度を提案する。歴史上存在したいかなる連邦制にもその相似形を見いだすことのできない、全く新しいタイプの「連邦制」への深化を著者は主張するのである。その構想は、現在の委員会に代えて二段階の執行府（そのうちの上位執行府は各国元首から構成される）を、そして現在の欧州議会に代えて、共同体的正統性と各加盟国的正統性を同時に持つ完全な立法府として二院制議会（下院は欧州市民の代表、上院はドイツ連邦参議院型の国家代表から成る）を導入するなど、伝統的な連邦制と国家連合を混合したものである。そして次に著者は拡大について、その対象となる国家のうち加盟条件を満たせない諸国（ヴィシエグラード諸国を除く東欧諸国及びトルコ、旧ソ連邦、キプロス、マルタ）への急速な拡大が、欧州全体をあらゆる危険に陥れる可能性を持つとして警戒する。西側はこれら国家の経済再建・安定成長のために甚大な援助をするべきであり、欧州復興開発銀行、欧州復興援助計画（PHARE）等による投資拡大の必要性を著者は強調する。しかしEC加盟の主体としての東側国家は、ナシオンの一体化に成功しているわけではなく、そこでは民族的少数派の問題が潜在し、また顕在している。ルナン流の「共生の意思」を指標とするナシオン観が定着していないこの地域での紛争に対して、著者は一九九二年ジュネーブに置くことが決定された欧州仲裁調停裁判所が全欧安保協力会議との連携によって活躍することを期待している。結局著者は、国民国家観念の完

全な消滅や、あるいは単一の「ヨーロッパ・ネーション」の創造を非現実的（ゴドーは来ない！）として、国民国家からなる「連邦」への統合深化を図りつつ、国家連合的手法を織りまぜながら東側への拡大を図るのが現在欧州が選択すべき道であると結論する。

「同時代の出来事を詳述しようとするいかなる論放も、急速な磨滅の危険を避けることはできないし、ときには一瞬にして時代遅れになってしまうこともある」として、歴史に依拠した考察や、ときに提案の形をとる確信を含んだ考察を事態の記述に織りまぜることが必要であると考える著者は、統合の現在進行性に十分センチティブである。実際彼の記述のうちある部分は現在の状況に合わないものになっているし、本書にさほど遅れることなく邦語で出版された同様の観点を含むすぐれた研究成果（佐々木隆生ほか著『ヨーロッパ統合の脱神話化』）に接した我々にはいままさら刺激を与えない部分もある。にも関わらず我々が本書を参照する価値を挙げるならば、それは、欧州における国民国家観念を実に多様な角度から追究したというところにあるだろう。地政学・歴史学・社会学・政治学そして法学といったいずれにも排他的に分類しえない本書は、やはり「EC法学」のひとつの——望ましい——典型である。

（東京大学大学院博士課程 南野 森）